

Title	アメリカにおける労働組合財政に関する法的規制について
Sub Title	Legal control over American labor unions' financial affairs
Author	宮本, 安美(Miyamoto, Yasumi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.2 (1970. 2) ,p.59- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700215-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカにおける労働組合財政に 関する法的規制について

宮 本 安 美

- 一 はしがき
- 二 ランドラム・グリフィン法成立の背景
- 三 ランドラム・グリフィン法制定前および同法における組合財政についての法的規制
- 四 ランドラム・グリフィン法制定前および同法における組合財産の不当使用に対する是正措置
- 五 むすび——要約

一

アメリカにおける一九五九年の労使報告公開法 (The Labor-Management Reporting and Disclosure Act of 1959)⁽¹⁾ 一般にはランドラム・グリフィン法 (The Landrum-Griffin Act) とよばれる法律は、労働組合の内部事項について、連邦法がはじめて大規模な規制を行なったもので、その意味においてこの法律は、アメリカ労働法史上画期的意義をもつ⁽²⁾。

それより前の法律は、全産業的規模における最初の連邦労働法であるノリス・ラガーディア法 (The Federal Anti-Injunction

アメリカにおける労働組合財政に関する法的規制について

Act of 1932)⁽³⁾ にせよ、ワグナー法 (The National Labor Relations Act of 1935)⁽⁴⁾ にせよ、労働組合の内部事項についてはなんらの規定もおこなかつた。これは、アメリカにおいては、労働組合は、伝統的に、教会、社交クラブ、共済組合などともに任意団体 (voluntary unincorporated associations) の一つとしてとらえられ、その内部運営については、法的干渉の外におかれるべきものと考えられてきたことに主要な原因がある。ただ、タフト・ハートレイ法 (The Labor-Management Relations Act of 1947)⁽⁵⁾ はこの態度を変更し、そこに干渉を加えたが、その規模は小さく (同法の Sections 8 (b)(2)(5); 9 (e)(5) 参照)、同法においても基本的には伝統的態度が貫徹されているといえよう。⁽⁶⁾ 本稿は、かかる伝統的態度を根底から覆したランドラム・グリフィン法成立の背景を検討することを第一の目的とする。

次に、アメリカにおいては、労働組合は任意団体としてとらえられてきたが、二〇世紀に入つてから、労働組合は、他の任意団体にみられない性格を有し、機能を営むことが認識され、法的にも一般の任意団体とは異つた取扱が必要であり、その内部事項に關しても法的規制を免れないとの考えが強まつた。そして、それとともに裁判所も労働組合の内部問題に對して介入をはじめ、その範囲も次第に広がつてきている。とはいえ、不介入の原則はなお生きているといえる。この点についてはすでに別稿で検討したからそれを参照されたいが、⁽⁷⁾ そうであるかぎり、裁判所が労働組合の内部問題に介入する場合には、管轄権の根拠と審査の基準とがあらためて問題とされなければならない。管轄権の根拠については、「財産権説」 (‘Property rights doctrine’) 「契約説」 (‘Contract doctrine’) 「不法行為説」 (‘Tort doctrine’) 「ガヴァメント説」 (‘Union as a government’ doctrine) 等があるが、裁判所に支配的な立場は契約説であるといえよう。また、審査の基準に關しても、裁判所は契約説を基本とし、これを文字どおり適用するときには不合理な結果を生むという場合には、一定の観点からそれを修補するといふ態度をとつていふように思われる。⁽⁸⁾ そこで本稿第二の目的は、ランドラム・グリフィン法制定前において、裁判所が労働組合の内部事項——そのうち財政問題——について、どのような法的規制を行なつてきたかを検討することにある。

そして最後に、ランドラム・グリフィン法の組合財政に関する規定を考察し、それは、従来裁判所が築いてきた法理とどのような関係にたつのかについて簡単な検討を行なう。

- (1) 73 Stat. 519.
- (2) 宮本安美「アメリカにおける労働組合の内部統制に関する法的規制について」峯村光郎先生還暦記念論文集（有斐閣近刊）所収参照。
- (3) 47 Stat. 70, 29 U.S.C.
- (4) 49 Stat. 449.
- (5) 61 Stat. 136.
- (6) HOLCOMBE, *The Federal Government and Union Democracy*, in PROCEEDINGS OF NEW YORK UNIVERSITY THIRTEENTH ANNUAL CONFERENCE ON LABOR (Stein ed.) 247 ff.
- (7) 宮本・前掲論文参照。
- (8) 宮本・前掲論文参照。

一一

ランドラム・グリフィン法制定の主要な原因は、一九五七年一月、連邦議会上院に設けられた労使の不正活動を調査する委員会 (The Senate Select Committee on Improper Activities in the Labor or Management Field) —— 普通、委員長の名を冠して「マクレラン委員会 (The McClellan Committee) とよばれる —— の調査報告に求めることができよう。この委員会は約一年の調査活動の後、中間報告を発表した。⁽¹⁾ その要旨は次のとおりである。

一、調査の対象となつた組合のなかには、民主的手続を欠き、信託管理権 (Trusteeship) —— 全国組合による支部組合の直接管理をいう。支部役員に不当管理もしくは違法行為がある場合など、これを是正するために行なわれる —— を濫用し、組合資金を不当に使用し、組合化のためのピケ (organizational picketing) を濫用し、よた者や、ギャングに侵蝕され

ていたものがあつた。

二、使用者が組合と共謀し、全国労働関係法に違反した例がある。

三、労使関係に「無人地帯」(No-man's Land)——連邦に管轄権があり、したがつて州裁判所の管轄外におかれるにもかかわらず、事件が小さいために全国労働関係局 (National Labor Relations Board) が取りあげず、どこからもサーヴィスを受けない場合をいう——が存在した。

四、法を執行すべき公務員が労働争議に伴う暴力行為を明るみに出し、訴追することに敢格でないことがあつた。

五、労働組合の弁護士のみならず、法律家にあるまじき行為を行なつた者があつた。

この委員会の調査方法および認定については批判があつて、たとえばカークス (Archbald Cox) は、「マクラン委員会」に「一にぎりほどの労働組合におけるものであるが、その内部運営のあやまりについてショッキングな証拠を明るみに出した」としつつ、同委員会の「公聴会は、証人の権利を尊重しないことによつて、その権威を傷つけられることが少なくともあつた」と述べ、また、マンガム (Garth L. Mangum) は、現場技師国際組合 (International Union of Operating Engineers) に関する委員会の報告について、「調査員は孤立した事例から一般化を行ない、不十分とみられる証拠にもとづいて結論をみちびき、一定産業の問題および慣行を理解することができず、また疑問の余地ある結論のいくつかについて、利用できたであろう専門家の助力を求めなかつた」といつている。さらに、マクラン委員会の委員であつたマクナマラ (Patrick V. McNamara) も、同委員会は限定された認定にもとづき、なんらのためらいなしに一般化を行なつたと述べている。⁽⁴⁾

実際、コラプションやラケットティアリングに関するかぎり、この委員会が明らかにしたような事実が、労働運動全体に侵透していたとみるのは正しくない。それはむしろ、建設関係、小売およびサーヴィス業等の小企業、ならびに過当競争の支配している産業の一部に行なわれていたにすぎない。とはいえ、その範囲においては、その根はきわめて深かつたことも事

実であつた。⁽⁵⁾

では、ごく一部にせよ、アメリカの労働組合において、コラプションやラケットティアリングが深く根をはつたのは何故であらうか。

まず第一の原因は、一般組合員の組合運営についての無関心である。すなわち、一般組合員は、組合役員が使用者との交渉において、かれらのために仕事を確保し、よりよい労働条件を獲得するかぎり、役員の不当な行為を見過す傾向があり、また、一般組合員は、とくに重要な事項をのぞき、組合活動よりも他の社会的諸活動により大きな関心を示す傾向がある。⁽⁶⁾ 第二の原因は、組合役員のなかには、組合の志向すべき理念に支えられていないものがあることである。これに支えられているときは、たとえ小企業が一般で過当競争が支配する産業においても、ラケットティアリングはみられないであらう。アメリカ統一衣服組合 (United Garment Workers of America) がその例である。一般的にみて、旧CIO系組合にラケットティアリングが少なかつたのは、それが主として大規模産業の労働者を組織したことにもよるが、それらの組合の多くが、ニューディール時代に生れ、組合役員 (および、なほどうかの一般組合員) が、なお福祉国家の理念を志向していることにもよるといわれている。⁽⁷⁾

マクレラン委員会の調査報告に対する労働組合の反応は深刻であつた。もともとAFL-CIOは、一九五五年の合併会議以来、自主的に組合の浄化に努めてきたのであつたが (合併以前においてもその努力は認められる。ミーニー (George Meany) がAFLの会長に就任してからのAFLの動きをみよ)、⁽⁸⁾ この委員会の報告発表後は、組合役員活動を規制する指針として六編からなる倫理要綱 (AFL-CIO Codes of Ethical Practices) を定めた (第一編一九五六年、第二編―第六編一九五七年)。その第一編から第五編はコラプションの問題を中心とし、第六編は組合内部の民主的慣行に関する。そしてAFL-CIOは、この要綱に違反した三つの加盟組合、すなわち、アメリカ繊維労働組合 (United Textile Workers of America)、世界産業労働者組合

(Industrial Workers of the World)、アメリカ蒸溜酒・精溜・ブドウ酒国際労働組合 (Distillery, Rectifying and Wine Workers International Union of America) に対して権利停止を、また別の三つの加盟組合、すなわち、アメリカ馱者・運転手・倉庫労働者・助手国際友愛会 (Teamsters, Chauffeurs, Warehousemen and Helpers of American International Brotherhood)、アメリカ製パン・製菓国際組合 (Bakery and Confectionary Workers' International Union of America)、洗濯夫国際組合 (Laundry Workers' International Union) に対して除名処分を行なつた。権利停止処分を受けた三つの組合は、のちに腐敗行為に關係した役員を追放し、その権利を回復した。⁽⁹⁾ けれども後の三つの組合、とくにティームスターズは、除名にもかかわらず不当な行為をやめないのみか、その組織は A F L - C I O の期待に反して発展していつた。かかる事実を前にして、労働運動の指導者のなかには、ラケットティアリングの問題は、労働運動内部で処理しきれるものではなく、その是正のためには、連邦政府の介入もやむをえないとするものもあつた。⁽¹⁰⁾ 他方、世論もマクレラン報告に大きな衝撃を受け、労働組合の不正な活動の是正は、もはや労働組合自身の手にのみ委ねられるべき問題ではないとする声が高まつた。⁽¹¹⁾

ランドラム・グリフィン法は、このような背景のもとに、立法作業の開始をみるのである。その成立に至る過程は紆余曲折を極めたが、⁽¹²⁾ 成立した法律はコラプション規制の範囲をはるかにこえるものであつた。すなわち、ランドラム・グリフィン法は、冒頭における認定・目的・政策宣言等のほか、七つの章から成立している。いまこれを内容的にみると、第一に組合民主主義に関する部分、第二に組合ないし組合役員の財政的義務に関する部分、第三にその他の部分に分類することができる。第一の部分には、第一章組合員の権利章典 (Bill of Rights of Members of Labor Organizations)、第三章信託管理 (Trusteeships)、第四章選挙 (Elections) の三つの章が属し、第二の部分には、第二章労働組合、労働組合の役員および使用者による報告 (Reporting by Labor Organizations, Officers and Employees of Labor Organizations, and Employers) と第五章労働組合の保護 (Safeguards for Labor Organizations) とが属する。第三の部分には、第六章雑則 (Miscellaneous Provisions) と第七章改正

された一九四七年労使関係法の改正 (Amendments to the Labor Management Relations Act, 1947, as Amended) などが属する。以下で問題となるのは、主として第二の部分である。

- (1) See Interim Report of the Select Committee on Improper Activities in the Labor or Management Field, Senate Report 1417, 85th Cong., 2nd Sess. 1958.
- (2) Cox, *Internal Affairs of Labor Unions under the Labor Reform Act of 1959*, 58 Mich. L. Rev. 820 (1960).
- (3) MANGUM, *One Union's Experience under LMRDA Title I-V*, in SYMPOSIUM ON THE LABOR-MANAGEMENT REPORTING AND DISCLOSURE ACT OF 1959, (Slovenko ed. 1961) 1166.
- (4) Interim Report of the Select Committee, individual views of Senator McNamara, 454-462.
- (5) SAVAS, *Labor Racketeering: Evolution and Solutions*, 23 Social Research 253 (1958).
- (6) *Id.* at 260.
- (7) *Id.* at 258.
- (8) SEIDMAN, *Emergence of Concern with Union Government and Administration*, in REGULATING UNION GOVERNMENT (Easley, Taft, Wagner, ed. 1964) 23.
- (9) 小組合の場合は、AF L-C I O の依存度が高く、処分の実効性が確保されやう (Hutchinson, *The Constitution and Government of the AFL-CIO*, 76 Calif. L. Rev. 739 (1958))。
- (10) LOEWENBERG, *The Politics and Provisions of the Landrum-Griffin Act*, in REGULATING UNION GOVERNMENT 31-32.
- (11) HOLCOMBE, *The Federal Government and Union Democracy*, in PROCEEDING OF NEW YORK UNIVERSITY THIRTEENTH ANNUAL CONFERENCE ON LABOR (Stein ed.) 248-249.
- (12) この点についての詳細は別稿にゆずる。とりあえず、MacADAMS, POWER AND POLITICS IN LABOR LEGISLATION (1964) 参照。なお、本書については、松田保彦講師によるすぐれた紹介がある (日本労働協会雑誌七九号三五ページ以下)。

三

一 ランドラム・グリフィン法は、労働組合の財政にいわば大幅な立法的規制を加えた。しからば同法制定前における、組
アメリカにおける労働組合財政に関する法的規制について 六五 (三三三)

合財政に関する法的規制はどのようなものであつたのか。

思うに、議会制定法上はタフト・ハートレイ法に若干の規定がおかれたのみであり、主としては裁判所がコモン・ローを適用することによつてこれを行なつていたといふことができる。この場合、裁判所は管轄権の根拠ならびに審査の基準として契約説をとるものが多い。契約説によれば、組合規約は組合員相互の（裁判所によつては組合と組合員との）契約であり、規約に違反する組合資金の処理は契約違反を構成し、裁判所は侵害された組合員の契約上の権利を救済するために介入する。そして管轄権があると認められた場合には、裁判所は契約所定の手続および根拠にしたがつて財政処理の正当性を審査する。ただその際、規約上の規定の意味が必ずしも明確でない場合があり、裁判所は、その解釈を手がかりとして何が適切な財政処理であるかを表明することが少なくない。そこで以下、従来問題となつた組合資金の支出等をいくつかに類型化し、それぞれにつき、裁判所の見解を中心に検討する。

(1) 脱退に伴う組合財産の帰属

支部組合が全国組合から脱退する場合、脱退組合の保持していた財産はそのいずれに帰属するのであろうか。この問題は、組合資金の支出に関するものではないが、組合財政に関し脱退の成否を決定する重要な問題であるといえよう。

この点につき裁判所は、基本的には契約説に依拠し、組合規約に照らして判断を下しているといえる。⁽¹⁾ たとえば、一定数の組合員が残存する限り、支部組合の全国組合脱退は認められないとする規定や、脱退と共に支部組合資金を全国組合に帰属せしめる旨の規定が規約に存在する場合、裁判所は、多数脱退派による当該組合資金の管理を認めない場合が多い。⁽²⁾

しかし、この種の規定が規約上存在する場合でも、これを文字どおり適用するときは不合理な結果を生むと考える場合には、裁判所はいくつかの法技術を行使して合理的結論を導き、それによつて何がパブリック・ポリシーであるかを表明している。⁽³⁾

その例として、まず第一に、契約としての規約の「解釈」を通じて不合理な結論をさげようとするものがある。たとえば全国組合と没収条項 (Forfeiture clause) を締結している支部組合が全国組合を脱退した事案において、裁判所は組合の支部レベルで与えられる利益のために徴収された「支部資金」(Local Funds) と、本部レベルで与えられる利益のために組合員頭割額として本部に引き渡される「一般資金」(General Funds) とを区別し、前者は支部組合と全国組合との契約によつて支配されず、従つて没収条項が存在する場合にも、支部組合に残留せしめられるとした。また、支部組合レベルにおける多数脱退派と残留少数派との関係についても、裁判所は規約の解釈に工夫をこらし、組合資金設定の目的にかなうことを基準として判断を下している。⁽⁴⁾

第二に、これと密接に関連する解釈技術を行使して次のように説くものがある。すなわち、その存立を全国組合に依存せず、当該組合を構成する個々の組合員の支持に依存している支部組合は、全国組合から「独立」性を保持しており、かかる「独立」支部組合は、その構成員の過半数の賛成投票によつて（少なくとも有効な没収条項がない場合には）財産を失うことなく脱退することができる、とする裁判例がある。⁽⁵⁾

ところで、いかなる場合に独立性ある組合と認められるかについては、裁判所は、①全国組合によつて認許 (charter) されたものか、それともそれより前に存在していたものか、②「自治的」(autonomous) 性格を有するか、それとも全国組合の組合費徴収機関にすぎないものか、⁽⁷⁾ などの点を判断基準としている。なお、②に関連し、支部組合が大会を開催し、役員を選挙し、それ自体の規則 (by laws) をもっている場合には、「自治的」であるとされている。⁽⁸⁾

第三に、「黙示条件」("implied condition") の理論により、規約を文字通り適用することによつて生ずる不合理を回避せんとするものがある。この理論は、CIOが、一九四九年、加盟組合のうち共産主義の支配下にあるとされた組合を追放した事件に関連して労働組合の財政問題にも適用をみることになつたものである。共産主義の支配を受けているとされた組合の⁽⁹⁾

下部組織のなかには、多数決で全国組合を脱退し、CIOによつて創設された競争的全国組合に加盟したものが多かつた。そこで全国組合および残存少数派組合員は、脱退多数派によつて保持されていた組合財産を回復しようとし、あいついで訴訟を提起した。

これに対して、ほとんどすべての裁判所は、被除名組合に対して好意的でなかつたといえる。すなわち多くの裁判所は、全国組合が特定の中央組織（合併前のAFLまたはCIO）に加盟していることをもつて、すでに独立して存在していた支部組合をその全国組合に加入せしめ、または個々の労働者を、全国組合加盟の支部組合に加入せしめ、もしくはその構成員としてとどめさせる主要な要因であるとし、もしそうだとするならば、全国組合が中央組織への加盟を継続することが、支部組合と全国組合との加盟契約継続の黙示条件となり、従つて全国組合が中央組織から除名されたためにこの条件が存在しなくなつたときは、加盟契約は終了し、その条項はもはや脱退を欲する支部組合を拘束することはないと説いている。⁽¹⁰⁾ 黙示条件説は、右の如き共産主義組合関係の事件のほか、腐敗行為を理由とするAFL-CIOからの加盟組合追放事件に関連しても採用された。また裁判所によつては、単に腐敗が組合に存在していることだけを理由として、組合財産の保有を伴う脱退を認めているものもある。⁽¹¹⁾ ここではもはや、「組合の組織上の拘束」は名目にすぎず、「裁判所は自分自身の規則をこれに代置し」、⁽¹²⁾ それを適用しているともいえるであろう。

(2) 政治目的のための組合資金の支出

この問題については、タフト・ハートレイ法に規定がある。すなわち、同法三〇四条は、一九二五年の連邦不正行為法(The Federal Corrupt Practices Act of 1925)を改正し、法人のみならず労働組合に対しても、「大統領および副大統領の選挙人、上下両院議員または国会の委員もしくは委員長についての投票が行なわれる選挙に関連し、または前記官職候補者選出のための予備選挙、政治的集会もしくは政党幹部会に関連して寄附をし、また経費を支出することを」禁止するとともに、

本条に違反するときは、罰金、禁錮、またはこれを併科すると規定した。

本条が労働組合との関係で問題となつた事件としては、United States v. CIO ¹³および United States v. UAW-CIO がある。前者は、CIOの議長フィリップ・マーレー (Philip Murray) が組合資金でまかなわれている定期刊行物のなかで、組合員に対し民主党所属の国会議員候補者に投票すべきことを説いたところ、本条違反に問われたものである。⁽¹³⁾

これに対してコロンビア特別区地方裁判所 (the federal district court of the District of Columbia) は、同条を修正憲法一条違反と判断したが、連邦最高裁判所は本条を限定解釈し、違憲の判断をさけて次のように判示した。すなわち同裁によれば、「起訴状は、CIOおよびCIO議長が、その目的をよりよく達成するため組合資金を使用して定期刊行物を発行したこと、マーレー議長が、その刊行物を従来からその配布を受けている者に通常の方法にしたがつて配布するため組合資金の支出を許したこと、および右に述べた一文を掲載した刊行物を発行することは、不正行為法三一三条に違反するということだけを問題にしている。」「われわれは、〔この規定が〕会社もしくは労働組合に対し、連邦官職の候補者選挙に関連する資金の支出を禁止したことによつて、かかる刊行物の発刊を違法としたとは考えない。」⁽¹⁴⁾

後者は、被告組合UAWが、連邦官職候補者を支援するためテレビ放送のスポンサーとなり、その費用の一定額を組合資金から支出し、しかもその資金は、任意の政治献金によるものでも、またその番組を売却して得たものでもないというものである。連邦最高裁はここでも同条を限定解釈し、違憲の判断をさけて次のように述べた。「放送費用は組合員の支出した一般資金から支払われたのか、またその資金は自由意思にもとづいてつくられたものといえるのか、放送は一般公衆の眼に達したのか、それとも上訴組合の組合員の眼にだけ達したのか、その放送は積極的選挙運動となるのか、それとも単に経済問題に関する特定候補者の政策を述べたものなのか、組合は選挙結果に影響を与える意図をもつて当該番組のスポンサーとなつたのか。」最高裁はこれらの事実問題が関連性をもつとし、事件を原審に差戻し、審理を尽くすべきことを命じた。

差戻審において被告組合は、放送費用が組合資金から支出されたことを認めたが、その支出は組合大会において代議員の承認をえており、従つて「任意的」なものであると主張し、結局無罪の判決をえた。

以上二つの判決から、連邦不正行為法は、少なくとも労働組合の政治活動との関連においては限定解釈をされているといふことができる。いま、これを一般的にいうならば、アメリカにおいては、基金が一般資金と別個に設定され、かつ当該基金が任意の拠金から構成されているかぎり、たとえこれを政治目的のために支出したとしても違法とされることはないであろう。しかし、労働組合が、一般資金を政治目的のために支出する場合には、組合員のみを対象とするときは格別、その範囲をこえるならば違法と判断される可能性が強いであろう。⁽¹⁶⁾

ところで、右法律は、連邦官職候補者のための組合資金支出を規制するにとどまつていることに注意しなければならぬ。右法律の規制外においては、組合資金の支出は組合規約との関係において問題となるのである。いまこの点に関する判例をみると極めて少ないといえる。De Mille v. American Federation of Radio Artists⁽¹⁷⁾はその一例であるが、この事件では、組合員の職業に影響を与える適当な立法を獲得することが組合目的の一つとして規約に掲げられていた。裁判所によれば、かかる場合、ユニオン・ショップを違法とする立法提案に反対するため組合資金を支出することは、組合目的の範囲内であつて許容される。

(3) 組合役員の個人的利益のためにする組合資金の支出

組合役員の個人的利益のためにする組合資金の支出については、裁判所はこれを組合規約にもとづかない支出として構成するほか、信託義務違反 (breach of fiduciary obligation) として構成する場合がある。後の場合には、組合役員等、組合資金を管理し、組合事務につき責任ある地位を占める者は、いわば組合財産の受託者として、委託者たる組合員に対して信託義務を負い、組合員に対し完全に公開し、かつその承認をうけた場合でなければ、その地位を利用して個人的利益をえてはな

らないとされる。⁽¹⁸⁾この点に関し、ミシガン州最高裁判所は、労働者団体の活動に必要な建物を建設するために設置された土地購入委員会の委員の一人が、三二、〇〇〇ドルの土地を三六、〇〇〇ドルだと報告してこれを購入し、その差額を不動産業者と折半したという事案に対し、ひそかにえたその差額を委員会に報告すべきことを命じている。⁽¹⁹⁾

さらに、裁判所は、公開が行なわれた場合でも、その公開が組合役員等の支配している機関に対してなされたときには、信託責任は解除されないとしている。たとえば、*Local 720 v. Dednasek* ⁽²⁰⁾では、二人の支部役員が、組合資金からそれぞれ一、〇〇〇ドル以上の自己あて小切手を振出し、その後支部執行委員会を開催して右金額の受領を月給および諸経費の前払として承認を受けたが、この執行委員会は、右二名のほか、その者たちの影響下にあつた役員一名、ならびに一一般組合員二名から構成されていたことから、コロラド州最高裁判所は、右前払金額を組合に返却すべきことを命じた。同裁はいう。「被告たちが、自分たちの違法行為を認めさせようとする企ては無効である。被告たちは組合に対し、受託者の地位にあり、執行委員として公正かつ誠実に行動し、受託者の地位を利用して細則 (*Bylaws*) および職務に対する報酬についての組合の通常の慣行からは許されないような資金支出を可決することなど、これを行なわないよう要求されている。」

次に、組合員に対する公開と組合員による批准とが完全に行なわれている場合にも、組合役員の個人的利益のためにする組合資金の支出は、組合規約違反を理由として問題とされることがある。たとえば、*Schimmel v. Messing* についての判決をみると次のとおりである。事案は海外旅行をおえて帰国した二人の組合役員のために有料夕食会が開かれ、両名はその収益を受領することを認められたが、組合員の一人が、その夕食会は組合主催のものであると主張し、全収益の公開を要求したというものである。これに対して第一審は、①夕食会は組合主催でないこと、②組合規約上、組合がかかる夕食会を主催することを禁止する規定がないこと、を理由に被告である二人の組合役員の勝訴とした。事件は控訴されたが、ニューヨーク控訴裁判所は、上記第一の理由を根拠に原判決を支持した。ただ原判決第二の理由については、同裁は次のように述べ

た。「かかる行為を禁止する規約および細則がないことをもつて、組合がその役員に個人的利益をえせしめる目的で、組合名義の使用を認めつゝると看做すことにはあたらない」⁽⁸³⁾。

- (一) GRODIN, UNION GOVERNMENT AND THE LAW 151 (1961).
- (二) *E.g.*, Low v. Harris, 90 F. 2d 783; Liggett v. Koivunen, 227 Minn. 114, 34 N.W. 2d 345 (1948); Brown v. Hook, 79 Cal. App. 2d 781, 180 p. 2d 982 (1947); Tiffany v. Mooney, 263 Mass. 264, 160 N.E. 808 (1928).
- (三) See Grodin, *op. cit.*, *supra* note 1, at 151—155.
- (四) *E.g.*, Donoran v. Danielson, 271 Mass. 267, 171 N.E. 823 (1923); Shipwrights Association v. Mitchell, 60 Wash. 529, 111 Pac. 780 (1910).
- (五) *E.g.*, International Union of United Brewery Workers v. Becherer, 142 N.J. Eq. 561, 61 A. 2d. 16, *aff'd* 4 N.J. Super. 456, 67 A. 2d 900, *cert. denied*, 3 N.J. 374, 70 A. 2d 537 (1948).
- (六) *Id.*
- (七) *E.g.*, Huntsman v. McGovern, 91 N.E. 2d 713 (Ohio C.P. 1949).
- (八) Crawford v. Newman, 175 N.Y.S. 2d 903 (Sup. Ct. 1958).
- (九) Goldberg, AFL-CIO: LABOR UNITED (1964) 178ff.
- (十) *E.g.*, Duris v. Iozzi, 6 N.J. Super. 530, 70 A. 2d 793 (1949).
- (十一) *E.g.*, Bradley v. O'Hare, 11 App. Div. 2d 15 (N. Y. 1960).
- (十二) Summers, *Union Schisms in Perspective*, 45 Va. L. Rev. 261 (1959).
- (十三) GARGORY, LABOR AND THE LAW (1961) 542.
- (十四) 335 U.S. 106 (1948).
- (十五) 352 U.S. 567 (1957).
- (十六) See Grodin, *op. cit.*, *supra* note 1, at 147.
- (十七) 31 Cal. 2d 139, 187 p. 2d 769 (1947).
- (十八) See Grodin, *op. cit.*, *supra* note 1, at 156.
- (十九) *Auto Workers Temple Association v. Janson*, 227 Mich. 430, 198 N.W. 922 (1924).

(20) 119 Colo. 586, 205 p.2d 796 (1949).

(21) 117 N.Y.S. 2d 423, aff'd 282 App. Div. 777, 122 N.Y.S. 2d 916 (1953).

二 以上にみた問題について、ランドラム・グリフィン法はどのように規定しているであろうか。

まず、同法五〇一条(a)は、組合役員の信託責任の原理を次のように規定している。⁽¹⁾

「労働組合の役員、代理人、職場委員その他の代表者は、その組合及び集団としての組合員と信託の関係にあるものとする。従つて、これらの者は、組合の特有の問題及び機能を考慮して、組合の金銭及び財産をもつばら組合及び組合員のために保管し、組合規約及び細則、又はそれに基づき採用された運営機関の決議に従つて管理、投資もしくは支出し、自己の義務に関係する事項について組合の相手方として又は相手方のために取引すること及び組合の利益と対立する金銭上もしくは個人的利益を取得し保有することを慎み、また組合のために自己又はその指示によつて行われた取引に関して、いかなる資格であるかを問わず、受領した利益を組合に納入する義務を負う。本条によつて宣言した義務違反の責任を免除する主旨の、組合の規約及び細則中の一般の免責規定又は運営機関の一般免責決議は公政策に反するものとして無効とする。」

この規定は、組合がその資金を支出する目的につき制限を加えるものではなく、これを理論的にみるならば、従来裁判所が築いてきた理論になんら変更を加えるものではないといえるであろう。

これに反して、五〇三条は、組合資金の使用目的に制限を加えていることに注意しなければならない。すなわち、同条(a)は

「上部組合は、その役員員に対して直接間接に一人当り総額二千ドル以上を貸付けてはならない。」とし、同条(b)は

「労働組合又は使用者は、直接間接に、本法に故意に違反したため有罪判決を受けた役員員の罰金を支払つてはならない。」としている。そして、故意に本条に違反した者は、罰金もしくは禁錮、又はこれらを併科するとしている(同条(c))。

以上を先に検討した三つの問題との関連でみると、第三の問題がランドラム・グリフィン法における規制の中心をなしているといえるであろう。

(1) ランドラム・グリフィン法の日本語訳は、有泉亨・加藤新平「米国改正労働法の訳文と解説」季刊労働法三五号による。

四

一 組合資金の不当使用、もしくは組合資金の管理権の濫用については、従来次のような救済措置が講ぜられてきた。(1) 不当使用に対する差止命令 (2) 不当に使用された資金および秘密利益 (Secret Profits) の返済 (3) 財産管理 (4) 刑罰。以下これを分説する。

(1) 差止命令 (Injunction)

組合財産の受託者、もしくは何人かの組合員を代表する組合員は、規約に違反する組合資金の使用等を抑制するため、裁判所に対し差止命令の発付を求めることができる。⁽¹⁾ なおアメリカでは、労働組合の内部事項について裁判所へ出訴する場合は、原則として組合内部の救済手続を履践することが要求されている。しかし、その原則も厳格に適用することが妥当でないことがある。財産権侵害が問題となつていたり、内部救済手続を履践しても適当な救済をうることが不可能に近い場合などがその例で、この場合には直ちに裁判所へ出訴しうるものとされている。⁽²⁾ 従つて、組合資金の不当使用差止を求める場合には、内部救済手続の履践は要求されないであろう。

(2) 返済 (restoration)

組合員は、裁判所に相当の理由を示し、組合役員に対して、かれが信託義務に違反してえた利益、またはこれに違反して行なつた組合資金の支出につき説明すべきことを命じてもらうことができる。そしてその役員が適切に説明しえなかつた「利益」ないし「資金支出」がある場合には、裁判所はそれを組合に返済することを命ずる。⁽³⁾

(3) 財産管理 (receivership)

裁判所は、組合財政を管理するため、管理人を任命することがある。この方法は、被告役員が組合事務を専制的に支配し、通常の選挙手続を封鎖することによつて役職を永年保持しているような場合にのみとられるのが普通である。⁽⁴⁾

なお、「差止命令」「返済」「財産管理」に関する訴訟において原告が勝訴した場合には、原告は、組合財産から相当の弁護士費用の補償を受けることができる。⁽⁵⁾

(4) 刑罰 (criminal penalties)

組合資金の不当支出、もしくは組合財産に対する管理権の濫用があつた場合には、一般法 (the general law) にもとゞき、⁽⁶⁾ 窃盗罪もしくは横領罪として刑罰を科される。また、組合役員が賄賂を受け、もしくはこれを贈ることは刑罰の対象となる。⁽⁶⁾

連邦法であるホブンス法 (the Hobbs (Antiracketeering) Act of 1952) は、⁽⁷⁾ 「強奪または強要」によつて通商を妨害し、おくらせ、もしくはそれに影響を与えることを犯罪としているが、同法は、ストライキを行なうぞと脅かし、もしくは労働協約を締結しないぞとおどかして使用者から金員を強要する組合役員の行為にも適用されてきた。さらにタフターハートレー法三〇二条は、一定の例外を除いて、使用者が組合役員に金員を給付することを禁じていることに注意しなければならない。⁽⁸⁾

- (1) See *Gronin, op. cit.*, *supra* note 1 at 160.
- (2) *Id.* at 38ff; *Summers, Legal Limitations on Union Discipline*, 64 *Harv. L. Rev.* 1049 at 1086ff (1951).
- (3) *Eg.*, *Malone v. Superior Court*, 254 p. 2d 517 (Cal. App. 1952); *Local 720 v. Dednasek, supra* note 18.
- (4) *Eg.*, *Robinson v. Nick*, 235 *Mo. App.* 461, 136 *S.W.* 2d 374 (1940).
- (5) *O'Connor v. Harrington*, 136 *N.Y.S.* 2d 881 (Sup. Ct. 1954).
- (6) See *Gronin, op. cit.*, *supra* note 1 at 163.
- (7) 18 *U.S.C.* 1951 (1952).
- (8) なお、州法にも組合役員の賄賂行為を禁止しているものがある。ニューヨーク州がその例である (*N.Y. PENAL LAW* 380)。

アメリカにおける労働組合財政に関する法的規制について

二 右にみた問題について、ランドラム・グリフィン法はどのように規定しているであろうか。まず、五〇一条(b)は、組合員の信託責任を宣言する五〇一条(a)に違反する行為につき、組合資金の不当支出を是正するため、組合員に民事訴訟を提起する権利を与えている。これは、組合員がコモン・ロー上所有する権利を確認したものと見える。けれども、組合員がこの権利を行使するためには、コモン・ロー上は存在しなかつた二つの条件を満すことが必要とされていることに注意しなければならぬ。その一は、組合員が組合、運営委員会または組合役員に対し、救済を請求し、その後相当期間経過しても組合等がこれに応じないことであり、その二は、立証され、かつ十分な理由を示した申立によつて裁判所の許可をうることである。

このような条件を満すときは、裁判所はコモン・ロー上の訴訟におけると同様、回復された額を限度として「組合員側が訴訟を遂行するために要した弁護士費用」および「組合員が訴訟に關し止むなく支払いまたは負担した費用」を支払うことを命ずることができる。

また、この法律は、組合の役員員に対して、従来みられなかつた二つの要件を課している。その一は、組合財産の管理にあたる役員員に対して、その義務を誠実に履行するため、保証保険の設定を義務づけたことであり(五〇二条)、その二は、共産黨員や一定の有罪判決を受けた者等に対して、組合の役職に就くことを禁止したことである(五〇四条)。

五

以上を要約すると次のようになるであろう。

(1) 労働組合の役員による組合財産の不当使用の原因は、根源的には労働組合の巨大化、官僚化、それに伴う組合員の組合運営に対する無関心、ならびに組合役員理念志向性の欠如にあるといえる。しかし、この不当使用の実態は、一般には必

ずしも知られておらず、従つてマクレラン委員会の報告書は、驚きをもつて受けとられたといえる。そこで明らかにされた事実の一部は、労働組合に近い筋にとつてすら未知のものであつたといわれる。かかる事態を解消し、労働組合の浄化を図るため、労働運動内部においても各種の対策が講ぜられたが、それらは必ずしも奏功せず、労働運動内部の一部そして世論は、連邦政府による組合財政の規制もやむをえないとするに至り、ついにランドラム・グリフィン法の成立をみた。

(2) アメリカにおいては、労働組合は任意団体であり、任意団体の内部事項については、法律は干渉しないのが建前であつて、立法のみならず裁判所も不介入を原則とした。しかるに、二〇世紀に入つてから、労働組合は一般の任意団体とは異つた性格を有し、機能を営むことが認識され、それとともに法的にも一般の任意団体とは違つた取扱ひが必要であると考えられるようになった。これに依じて裁判所も組合の内部問題について介入をはじめ、財政問題についても判断を下すようになった。問題の主要なものは、組合脱退ないし分裂に伴う財産帰属、政治目的のためにする組合資金の支出、組合役員の個人的利益のためにする組合資金の支出である。これらの問題を解決する原理として裁判所は契約説を採用してきたが、これを文字どおり適用するときは不合理な結果を生むという場合には、一定の観点からこれを修正している。

(3) ランドラム・グリフィン法は、このようにして裁判所が築いてきた法理を立法化した部分を含んでいる。しかし、財政問題に関するかぎり、⁽¹⁾同法は裁判所による規制の範囲をこえて規制を加えているということができ得るであろう。なお、同法の規制の中心は組合役員の個人的利益のためにする組合資金の支出にあるといえよう。

ランドラム・グリフィン法が制定されてからすでに一〇年を経過した。同法は労働組合の財政にどのような影響を及ぼしたか。この法律の下における裁判例はどのようなものがあるか。これらの点を検討するために必要な資料も積み重ねられてきているが、その検討は稿をあらためて行なうであらう。⁽²⁾

アメリカにおける労働組合財政に関する法的規制について

七八

(三三六)

(1) この点は同法における組合内部統制に関する規定のもつ意義と異なる(宮本・前掲論文参照)。

(2) なお、組合財政の法的規制に関しては、財政内容の「公開」(disclosure)を論ずることが必要であるが、他日を期する。